

生産行程管理業務規程

作成日：2015年8月11日

改定日：2018年6月22日

1 作成者

住所（フリガナ）：(〒929-0113) ^{イシカワケンノミシタイセイマチ}石川県能美市大成町リ40（JA根上内）

名称（フリガナ）：^{ミナミカガチクマルイモセイサンキョウギカイ}南加賀地区丸いも生産協議会

代表者（管理人）の氏名：^{カイチョウ}会長 ^{オカモト ヌタカ}岡元 豊

2 農林水産物等の区分

区分名：第2類 野菜類

区分に属する農林水産物等：やまのいも

3 農林水産物等の名称

名称（フリガナ）：^{カガマル}加賀丸いも、KAGAMARUIMO

4 明細書の変更

南加賀地区丸いも生産協議会（以下、協議会）は、法第16条第1項の変更の登録を受けたときは、当該変更の登録に係る明細書の変更を行うものとする。

5 明細書適合性の確認

(1) 品種の確認

加賀丸いもの品種は生産地「能美市及び小松市（高堂町、野田町、一針町）」内において、この地で栽培されてきた在来種を生産者各自が次年度の種いもを管理し、保管状況を記録する。協議会は、現地調査の際、その保管量等が記録された書類をもって確認する。

(2) 栽培方法の確認

協議会は、各JA丸いも部会（JA根上丸いも部会、JA能美丸いも部会、JA小松市丸いも部会）に業務を委託し、各JA丸いも部会からの報告により生産者の栽培方法を確認する。協議会は、各JA丸いも部会を通じて、年2回（6月・7月）、生産者に対する現地調査を実施し、各JA丸いも部会からの報告により栽培の方法を順守しているか否かを確認する。なお、栽培の方法が順守されていないことが疑われる場合には、臨時に現地調査を実施する。

また、各JA丸いも部会は、生産者に圃場の場所、生産資材の使用履歴等を記載した「生産履歴記録簿」を年1回（10月）出荷前に提出させる。そして記録内容を確認することで、栽培の方法を順守しているか否かを確認し、各JA丸いも部会が協議会へ報告する。

(3) 出荷規格・最終製品の確認

「加賀丸いも」の選果は、各JA丸いも部会の共同選果場（JA根上：能美市大成町リ40、JA能美：能美市栗生町ヨ1、JA小松市：小松市長田町ヌ61）において基本行うこととし、この際に、（1）及び（2）の確認の記録を確認するとともに、各JA丸いも部会のJA営農課職員が選果状況を確認することで、出荷規格（加賀丸いも栽培指針）を順守しているか否かを確認するとともに、最終製品を確認し、各JA丸いも部会が協議会へ報告する。また、各JA丸いも部会の共同選果場を利用しない（部会に属さないなど、生産者が個別に選果を行う）場合も、個人生産者より連絡が来たら、各JA営農課職員が個人生産者の選果場へ出向き選果状況を確認し、出荷規格を順守しているか否かを確認するとともに、最終製品を確認し、各JA営農課職員が協議会へ報告する。

6 明細書適合性の指導

（1）栽培方法について

協議会は、生産地・栽培の方法に従った生産が行われていない場合には、生産者に対して警告を発し、是正を求める。

なお、警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合には、協議会は当該生産者を除名することができるものとする。

（2）出荷規格について

協議会は、出荷規格を満たさない丸いもについては登録標章のみならず「加賀丸いも」の名称を付した状態の出荷を認めない。なお、警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合には、協議会は当該生産者について出荷停止等の措置を行うこともできるものとする。

7 地理的表示等の使用の確認

（1）協議会は、各JA丸いも部会に業務を委託し、各JA丸いも部会からの報告により前記5の（3）の確認の際に（出荷の際に）、生産地・栽培の方法・出荷規格・最終製品の各基準をいずれも満たしている丸いもについてのみ、地理的表示である「加賀丸いも」及び登録標章が使用されているかを確認する。この際、地理的表示である「加賀丸いも」及び登録標章を使用している者及びこれらの使用がされているもの（出荷用のダンボール箱等）についても確認する。

（2）協議会は、各JA丸いも部会に業務を委託し、各JA丸いも部会からの報告により前記5の（3）の確認の際に（出荷の際に）以下の「丸いも」があるか否か確認する。

① 生産地・栽培の方法・出荷規格・最終製品の各基準のいずれかを満たしていない丸いもであるにもかかわらず、地理的表示である「加賀丸いも」及び登録標章が使用されている丸いも

② 地理的表示である「加賀丸いも」のみが使用されている丸いも

③ 登録標章のみが使用されている丸いも

8 地理的表示等の使用の指導

協議会は、前記5の（3）の確認の際に（出荷の際に）、以下の場合に該当する場合には、生産者に対して警告を発し、是正を求める。なお、警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合には、協議会は当該生産者を除名することができるものとする。

